

## 新専門医制度での更新の説明

新専門医制度による更新については臨床検査医学会 HP に掲載してある「臨床検査専門医更新基準」をご覧くださいと思いますが、ここでは、よりわかりやすく説明させていただきます。

ここでは、2016年度（2017年1月1日付）更新に該当する方、つまり2016年の11月頃に申請書類を準備される方を対象に説明します。ただし、同じ考え方を次年度、次々年度とスライドさせて適用することになりますので、全ての専門医の方に一読をお願いします。

### 1. 機構（新制度）認定専門医として更新すべきか、学会（現制度）専門医として更新すべきか

可能な限り機構認定専門医として更新してください。特に、いかなる形であっても専攻生の指導に関わるためには機構専門医資格が必須です。該当する方は(2)以降へ進んでください。

ただし、ここ数年は研修に関わらないので学会専門医でいいが、次は機構専門医として更新したいと考える方は、2016年度の更新で学会専門医として更新いただき、2021年度に機構専門医として更新できるチャンスがあります（ただし2021年には新制度の50単位を提出する必要があります）。このように、将来の機構専門医の可能性を残す更新は、2019年度の学会専門医更新までで、それ以降はそのようなチャンスがなくなることをご理解ください。

機構専門医としての更新を必要とされない方は、学会専門医としてこれまでの規定条件を満たして更新してください。この学会専門医という名称を残すことは困難かもしれませんが、学会ではこれに相当するものを残す方向で検討していますので、次の2021年度にもなんらかの資格を更新いただくこととなります。その要件は現制度をそのまま適用することを想定しています（診療実績は問わない方向）。

### 2. 2016年度の学会専門医更新該当者（2017年1月1日付）が機構認定専門医を希望する場合

機構に承認された「更新基準」を以下にそのまま引用します。

2011年12月～2016年11月末日の5年間のうち学会専門医更新に必要となる4年分（学会更新分の4/5）に準じる条件と、新更新基準として直近1年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を1/5程度を満たせば、機構認定専門医の審査を受けることができます。講習単位のなかには可能な限り専門医共通講習の中の必修項目のいずれかが含まれていることが望まれます。また、専門医共通講習は施設で行われている講習会で直近5年以内のものであれば受講証明書をもって算定を可能とします。

(1) 2011年12月～2016年11月末日とは？

前回の更新のために準備していたのが12月ですので、その後の5年間を示し、1月1日に認定するため、書類を12月中に提出いただくという意味です。

(2) 学会専門医更新に必要となる4年分（学会更新分の4/5）に準じる条件と、新更新基準として直近1年分の、勤務実態、診療実績と講習を合わせた単位を1/5程度とは？

学会更新分の4/5は現制度の40単位、新更新基準の1/5は新制度の10単位を意味します。

(3) 直近1年分とは？

2016年度更新の場合は、2015年度、つまり2015年4月以降とされています。そうしますと、学術集会が12月より前にある場合が多いですので、2016年度の更新には、2015年の学術集会で獲得された単位と2016年の学術集会で獲得された単位を両方使っていいこととなります。ただし、次の更新は2021年度になり、ここで直近5年の実績となりますと、2016年度の実績も含まれますので、2016年度の実績をそのために保持してもいいこととなります。このように、区切りの考え方は複雑ですが、肝心なのは、使い道は一つということで、同じものを2回使わない限りこの区切りについては柔軟にしたいと考えています。

(4) リスクマネジメント講習の捉え方

趣旨は5年間1回の受講ですので、現制度・新制度のどちらの配分に含めても1回の受講歴があればよし、とします。必修講習単位としての受講でもよし、とします。上の文章は施設以外の、学会や専門医会での昨年までのリスクマネジメント講習は新制度の講習としては認められないように読めますが、ここは拡大解釈で大丈夫とします。2015年度の春期大会と学会学術集会では両方で証明をいただいた方がおわれますが、学会専門医用の5単位として使うか、新制度用1単位として使うか選択してください。同じ参加実績を両方に適用することはできません。

(5) 学会専門医用40単位の獲得例

年次集会3回出席で15×3で充分です。2回の場合は15×2で30、リスクマネジメント講習出席で5、あとの5単位を支部総会、支部例会の出席または業績で加点してください。

(6) 新基準10単位の獲得例

上述の直近1年での診療実績1単位と、その他で9単位必要です。下の表のそれぞれの項目の1/5がめどになります。これまで学会専門医を4回以上更新した方は、診療実績は不

要です。以下では前者につき述べます。

診療実績は、検査報告書あたり 0.2 単位ですので、5 篇必要になります。種類は問いません。「更新基準」に示されている項目を検討ください。

その他で 9 単位のうちの 1 単位は専門医共通必修講習である必要があります。これに限っては直近 1 年でなくても施設内で行われた講習会に限り認められる、とされています。残りの 8 単位ですが、原則として臨床検査講習で充足していただくこととなります。1 時間 1 単位ですから単純に考えると次回の更新書類の準備まで 8 時間の講習を受講することが求められます。

変化型としては共通講習をもう 1 単位認められますので、その場合は 7 単位を領域講習で、または、診療実績をもう 1 単位認められますので、その場合も領域講習が 7 単位になります。つまり、7 時間は講習会に出席する必要があります。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最小 5 単位、最大 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 5 単位、最大 10 単位 (このうち 3 単位は必修講習)
iii) 臨床検査領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績および診療以外の活動実績	0～10 単位

(文責)

日本臨床検査医学会総務担当理事  
日本専門医機構臨床検査領域連絡委員代表  
山田俊幸